

労働基準法のあらまし（坑内労働の就業制限）

○坑内労働の就業制限

坑内業務の就業制限（第 64 条の 2）

妊婦及び産婦が申し出た場合の坑内で行われる全ての業務並びにそれ以外の満 18 歳以上の女性について坑内で行われる厚生労働省令で定める業務については、労働させてることはできません。

（厚生労働省令で定める坑内労働の就業を制限される業務）

- 1 人力により行われる土石、岩石もしくは鉱物（以下「鉱物等」という。）の掘削又は掘採の業務
- 2 動力により行われる鉱物等の掘削又は掘採の業務（遠隔操作により行うものを除く。）
- 3 発破による鉱物等の掘削又は掘採の業務
- 4 すり、資材等の運搬もしくは覆工のコンクリートの打設等鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務（鉱物等の掘削又は掘採に係る計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、保安管理その他の技術上の管理の業務並びに鉱物等の掘削又は掘採の業務に従事する者及び鉱物等の掘削又は掘採の業務に付随して行われる業務に従事する者の技術上の指導監督の業務を除く。）